

平成 31 年度浪速区広報紙広告募集要項

1 媒体の概要

- (1) 名称 浪速区広報紙
- (2) 形状 タブロイド版
- (3) 頁数 12 頁 (11 回)、16 頁 (1 回) 予定
- (4) 発行部数 26,000 部 (予定)
- (5) 発行方法
 - ・毎月 1 日 (新聞休刊日の場合は翌日、4 月号のみ 3 月末日発行) に、浪速区内に配布される新聞朝刊 (朝日・毎日・読売・産経・日経・大阪日日) への折り込み (約 10,000 件)
 - ・上記新聞の未購読世帯のうち、希望者に送付 (約 9,000 件)
 - ・区役所、地下鉄駅、図書館、区民センターなど、浪速区内の大阪市施設等に配架
 - ・浪速区内の公立幼稚園・小中学校と保育施設に在籍されるお子さんのご家庭に、学校を通して配付

2 広告の規格等

- (1) 掲載枠 1～8・12 ページ下段／各ページ 1 枠 (計 9 枠)
- (2) 掲載期間 一か月枠 平成 31 (2019) 年 6 月号～平成 32 (2020) 年 4 月号
- (3) サイズ 縦 54 ミリ×横 250 ミリ (各面共通)
- (4) 刷り色 フルカラー
- (5) フォント
 - ・JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とします。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は、JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できます。
- (6) その他
 - ・広告には指定の位置に指定の大きさで、罫線で囲み「広告」と表記することとします。
 - ・ページ数を増やす場合は、別途募集を行う場合があります。

3 掲載料金

- (1) 【第 1・12 頁】 1 か月単位 1 枠あたり 33,000 円 (税込※ 8%)
- (2) 【第 2～ 8 頁】 1 か月単位 1 枠あたり 27,000 円 (税込※ 8%)

※6 か月以上のお申込みの場合、掲載料金の総額から初月相当分を割引します。

※新消費税率の取扱いについて

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、新消費税率である 10%が適用されます。広報紙広告の掲載料金は、9 月号までの消費税率は 8%、10 月号以降の消費税率は 10%となります。

4 申込期間

広告掲載希望月の前々月 15 日（閉庁日のときは、翌開庁日）までに、お申込みください。
なお、同日付での申請が多数あった場合は、掲載期間の長い順を優先したうえで抽選を行います。

5 申込方法

- (1) 浪速区広報紙広告掲載申込書に必要事項をご記入・押印のうえ、広告原稿案を添えて、浪速区役所総務課（企画調整）に、お申し込みください。
- (2) 先着順で掲載することとし、同日付での申請が多数あった場合、掲載期間の長い順を優先したうえで抽選を行います。

6 広告掲載の決定

大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会において、広告原稿案の審査を行い、掲載の可否の決定を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求めることがあります。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 掲載が決定した広告の原稿については、指定期日までに、浪速区役所総務課（企画調整）あて、掲出データを提出してください。
- (2) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

8 広告掲載料

広告掲載料は、大阪市が発行する納入通知書により、当区が指定する期日までに、お納めください。

9 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認められたとき

10 その他

- (1) 掲載内容については、消費者関係法をはじめとする関係法令並びに「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市浪速区役所広告媒体への広告掲載要領」等に適合し、かつ、区の広報紙の品格を損なわないものとしてください。
- (2) 掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、浪速区役所と協議してください。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ、浪速区役所と広告主双方協議のうえ定めます。

11 申込み・問合せ先

大阪市浪速区役所 総務課（企画調整）

所在地：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

T E L : 06-6647-9683 F A X : 06-6631-9999

メールアドレス：naniwa-bosyu@city.osaka.lg.jp